

令和4年太子町選挙管理委員会告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条の2第2項の規定により、大阪府条例制定（改廃）請求代表者（湯川 恭）他49名から提出された大阪府条例制定（改廃）請求者署名簿を次のとおり縦覧に供する。

令和4年6月22日

太子町選挙管理委員会
委員長 加藤 孝次

- 1 縦覧の期間 令和4年6月25日から令和4年7月1日まで
- 2 縦覧の場所 南河内郡太子町大字山田88番地
太子町役場1階 選挙管理委員会事務局